横浜市バス活性化対策事業費補助金交付要綱

制定　平成７年６月29日企総第　33号　局長決裁

最近改正　令和５年３月29日道企第1491号　局長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１項第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営するもの、以下「事業者」という。）が行なう、横浜市内の路線バス利用促進に資する事業のうち、本要綱に定める事業を行なうのに必要な経費について、その一部をバス活性化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）として事業者に交付することにより、公共交通機関としてのバス利用を促進し、あわせて道路混雑の緩和、地域環境の改善等に資することを目的とする。

２　補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第２条　補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ＩＣカードシステム、バスロケーションシステム、デマンドシステム導入、その他ＩＴシステム等の高度化にかかる事業とする。

２　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表１に掲げる補助事業の実施に要する経費の額とする。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする。

（補助対象事業者）

第３条　補助対象事業者は、第１条に規定する事業者とする。

（補助金の額及び対象範囲）

第４条　補助金の額は、補助対象経費に別表２に掲げる補助率を乗じて得た額以内とする。これらの額は、いずれも予算の範囲内で補助可能な範囲とする。

２　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第１号様式）を横浜市長（以下「市長」という。）提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　申請者の営む主な事業を記載した書類

(2)　その他補助金の交付に関して参考となる書類

（補助金の交付決定及び通知）

第６条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

２　市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（第２号様式）によ

り、補助金の額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第７条　市長は、補助金の交付決定に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請の取り下げ）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

２　前項の規程により申請を取り下げることができる期間は、第６条第２項の規定による通知があった日から30日以内とし、取り下げの申請をしようとする者は、補助金交付申請取下届出書（第３号様式）を、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業に係る事業の完了（補助事業の廃止の承認を含む。以下同じ。）の日から起算して30日または、補助金の交付を受けようとする会計年度の３月31日のいずれか早い日までに補助事業完了実績報告書（第８号様式）（補助事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、第８号様式の例による補助事業廃止実績報告書。以下同じ。）を市長に提出しなければならない。

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助事業の廃止の承認を受けた場合はこの限りでない。

(1)　収支精算書

(2)　契約書の写し及び領収書の写し、又はこれに代わるもの

(3)　その他参考となる書類

(4)　第17条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合は、当該入札の結果が分かる書類又は見積書の写し

(5)　第17条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を同条に規定する市内事業者とした場合は（同条ただし書の規定により入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者としなかった場合を除く。）、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し

（補助金の額の確定）

第10条　市長は、補助事業完了実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（第９号様式）により補助事業者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査にあたり、必要があると認めるときは、現地調査をすることができる。

３　補助金の額の確定は、補助事業の実施に要した補助対象経費の合計額に補助率を乗じて得た額と交付決定額（交付決定額が変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか少ない額とする。

（補助金の交付及び請求）

第11条　市長は、前条の規定による補助金の額の確定の後、補助金を交付するものとする。

２　補助事業者は、前条第１項の規定により補助金の額の確定通知書を受けた後速やかに、補助金の交付を受けるため請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消）

第12条　市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2)　補助金を他の用途に使用した場合

(3)　第10条第２項の規定により調査について正当な理由なく、拒み、妨げ、又は忌避した場合

(4)　第８条の規定による申請の取り下げに係る書類の提出があった場合

(5)　補助金の交付又は変更交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(6)　その他この要綱に違反したと認められる場合

２　前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

３　第６条の規程は、第１項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助事業の計画変更の申請）

第13条　補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更をしようとするときは、あらかじめ、補助事業計画変更承認申請書（第４号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更決定及び通知）

第14条　市長は、前条の申請があったときは、補助金の額の変更を行うことできる。

２　市長は、補助金の額の変更をしたときは、補助金の額の変更通知書（第５号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止の承認申請）

第15条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）承認申請書（第６号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　補助事業の廃止の承認を受けた場合にあっては、承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の３月31日のいずれか早い日までに、補助事業廃止実績報告書（第８号様式）を提出しなければならない。

（事故報告）

第16条　補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業事故報告書（第７号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、補助事業が当該年度内に完了しない場合には、当該年度の３月20日までに

提出しなければならない。

（入札又は見積書の徴収）

第17条　補助事業者は、補助事業に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年３月横浜市契約規則第59号）第７条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体をいう。）により入札を行い、又は２人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。市長の承認を受けるためには、補助事業者は、第５条に規定する申請書類に、その理由を記した書面を添えて提出しなければならない。

(1)　１件の金額が 1,000,000 円以上になると見込まれるとき。

(2)　その他市長が必要と認めるとき。

（財産処分の制限）

第18条　補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

２　補助事業者は、市長が別に定める耐用年数が経過するまでは、市長の承諾を受けないで、所得財産をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。

３　補助事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

４　補助事業者は、取得財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

（帳簿の保存）

第19条　補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後５年間保存しなければならない。

（書類の提出）

第20条　この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、２部（正本１部・副本１部）とする。

（その他）

第21条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、都市整備局長が定める。

附則　この要綱は、平成７年７月３日から適用する。

附則　この要綱は、平成８年５月10日から適用する。

附則　この要綱は、平成17年４月１日から適用する。

附則　１　この要綱は、平成18年９月30日から適用する。

２　平成18年度においては、第５条中「７月15日までに」とあるのは、「11月15日」までとする。

３　平成18年度においては、９月30日までに完了した補助事業に係る事業についても、補助対象事業者は、補助金の交付申請を行うことができる。

４　平成18年度において、平成18年９月30日までに補助事業に係る事業を完了している場合には、第９条中「補助事業に係る事業完了の日」とあるのを、「補助金の交付決定を受けた日」とする。

附則　１　この要綱は、平成18年10月31日から適用する。

２　平成18年度においては、第５条中「７月15日までに」とあるのは、「11月30日」までとする。

３　平成18年度においては、11月30日までに完了した補助事業に係る事業についても、補助対象事業者は、補助金の交付申請を行うことができる。

４　平成18年度において、平成18年11月30日までに補助事業に係る事業を完了している場合には、第９条中「補助事業に係る事業完了の日」とあるのを、「補助金の交付決定を受けた日」とする。

附則　この要綱は、平成20年４月１日から適用する。

附則　この要綱は、平成21年４月１日から適用する。

附則　この要綱は、平成22年４月１日から適用する。

附則　この要綱は、平成24年７月12日から適用する。

附則　この要綱は、令和元年５月１日から適用する。

附則　この要綱は、令和３年９月17日から適用する。

附則　この要綱は、令和４年６月２日から適用する。

附則　この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

別表１（第２条第２項）

	内　　容
補助対象経費	・センターシステム、営業所システム、窓口システム、データ分析システム等の整備に要する費用 ・ＩＣカード（補助対象期間内に利用者に配付されたことが文書により確認可能なものに限る。）の購入等に要する費用 ・サービス提供区域・路線・車両の拡大や新規サービスの追加・相互利用範囲の拡大等の機能の明確な向上に要する経費
補助対象とならない経費	故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない単なる修理・代替更新のみに要する経費
事前協議を要するもの	センターシステムや表示機能など横浜市外の営業所との共用に属するものについては、横浜市の経費負担はその機器等の導入により便益が及ぶ横浜市以外の地方公共団体との間に経費負担の調整が整った額とする。この場合、補助対象事業者は、別に定める様式により補助金の交付申請に先立ち、横浜市及び当該関係地方公共団体と協議をしなければならない。 なお、横浜市が当該関係地方公共団体と経費負担の調整が必要となった場合についても同様に協議しなければならない。

別表２（第４条第１項）

補助率	１／６

第１号様式

番　　号

年　　月　　日

横　浜　市　長

名　　称

所　　在　　地

代表者職・氏名

年度横浜市バス活性化対策事業費補助金交付申請書

横浜市バス活性化対策事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市バス活性化対策事業費補助金交付要綱を遵守します。

１　交付を受けようとする補助金の額

￥　　．－

２　補助事業の内容

(1)　導入を予定するシステムの概要

(2)　導入を予定する営業所名（以下「営業所」という。）とその所在地

３　添付書類

(1)　申請者の営む主な事業を記載した書類

(2)　事業計画書（実施要領別記様式１）

(3)　事業経費所要額等調書（実施要領別記様式２）

(4)　システムを導入する営業所の在籍車両数、路線図及び横浜市、東京都及び川崎市内のそれぞれの総走行キロを記した書類（実施要領別記様式３）

第２号様式

第　　号

年　　月　　日

名称

所在地

代表者職・氏名

横浜市長　　印

年度横浜市バス活性化対策事業費補助金交付決定通知書

年　　月　　日　　第　　号で申請のありました横浜市バス活性化対策事業費補助金については、次の条件を付けて交付します。

１　補助事業の内容は、　　年　　月　　日　　第　　号で申請のありました　　年度横浜市バス活性化対策事業費補助金交付申請書に記載のとおりとします。

（注）補助事業の内容に修正を加えた場合は、修正後の補助事業の内容を以下に記載します。

２　補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合において、補助対象経費及び補助金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとします。

補助対象経費　　￥　　．－

補助金の額　　￥　　．－

３　この補助金は、横浜市バス活性化対策事業のために使用し、他の事業に流用しないでください。

４　事業が終わり次第、実績報告書を提出してください。補助金の額は、実績報告書の提出を受けて確定するものとします。

５　剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。

６　虚偽その他不正な手段で補助金の交付を受けたときには、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。

７　この補助金の使途について、必要があると認められるときには調査を行うことがあります。

第３号様式

番　　号
年　　月　　日

横　浜　市　長

名　　称
所　　在　　地
代表者職・氏名

年度横浜市バス活性化対策事業費補助金交付申請書取下届出書

　　年　　月　　日　　第　　号で補助金の交付決定通知のありました横浜市バス活性化対策事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、次の事項について不服があるので、同補助金　　円の交付申請（　　年　　月　　日　　第　　号）を取り下げます。

不服のある交付の決定内容又は 交付の決定に付された条件	理由

第４号様式

番　　号
年　　月　　日

横　浜　市　長

名　　称
所　　在　　地
代表者職・氏名

年度横浜市バス活性化対策事業費補助金に係る補助事業計画
変更承認申請書

年　　月　　日　　第　　号をもって、交付決定通知のありました横浜市バス活性化対策事業費補助金について、次の理由により、その内容又は経費の配分を変更したいので、承認されるよう申請します。

１　変更事項及びその内容

２　変更する理由

３　補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に括弧書きしたもの

４　その他必要な書類

第５号様式

第　　号

年　　月　　日

名称

所在地

代表者職・氏名

横浜市長　　印

補助金の額の変更通知書

年　　月　　日　　第　　号で補助金の交付決定をし、　　年　　月　　日第　　号で補助事業の変更承認申請のありました、横浜市バス活性化対策事業費補助金について、次のとおり補助金の額を変更したので通知します。

１　変更後の補助金の額

¥　　．－

２　補助事業の内容等

事業名	
変更前の補助金の額	¥　　．－
変更後の補助金の額	¥　　．－
変更による増減額	¥　　．－

３　補助事業及び変更内容

年度横浜市バス活性化対策事業費補助金に係る補助事業計画承認申請書のとおり

４　補助金交付の条件

年　　月　　日　　第　　号の横浜市バス活性化対策事業費補助金交付決定通知書記載の交付条件に同じ。

第６号様式

番　　号
年　　月　　日

横　浜　市　長

名　　称
所　　在　　地
代表者職・氏名

年度横浜市バス活性化対策事業費補助金に係る補助事業中止（廃止）
承認申請書

年　　月　　日　　第　　号で補助金の交付決定通知のありました横浜市バス活性化対策事業費補助金について、次の理由により、同事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

１　事業を中止（廃止）する理由

２　事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定期日

(1)　中 止 期 間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

(2)　完了予定期日　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３　その他必要な書類

第７号様式

番　　号

年　　月　　日

横　浜　市　長

名　　称

所　　在　　地

代表者職・氏名

年度横浜市バス活性化対策事業費補助金に係る補助事業事故報告書

　　年　　月　　日　　第　　号で補助金の交付決定通知のありました横浜市バス活性化対策事業費補助金について、次の事故が発生したので報告します。

１　事故の種類

２　事故の主な原因

３　事故に対する補助事業者の対処方針

４　事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

第８号様式

番　　号

年　　月　　日

横　浜　市　長

名　　称

所　　在　　地

代表者職・氏名

年度横浜市バス活性化対策事業費補助金に係る補助事業完了実績報告書

　　年　　月　　日　　第　　号で補助金の交付決定通知のありました横浜市バス活性化対策事業費補助金について、事業を完了したので、次のとおり報告します。

１　補助対象経費

　　¥　　．－

２　補助金充当予定額

　　¥　　．－

３　完了した補助事業の概要

４　その他関係書類

第９号様式

第　　号

年　　月　　日

名称

所在地

代表者職・氏名

横浜市長　　印

年度横浜市バス活性化対策事業費補助金の額の確定通知書

年　　月　　日　　第　　号で完了実績報告のありました横浜市バス活性化対策事業費補助金の額を、次のとおり確定したので通知します。

補助金の額は、次のとおりです。

補助金の額　　￥　　．－

第 10 号様式

年　　月　　日

横　浜　市　長

名　　称

所　　在　　地

代表者職・氏名

横浜市バス活性化対策事業費補助金支払請求書

　　年　　月　　日　　第　　号で補助金の額の確定通知のありました横浜市バス活性化対策事業費補助金を、次のとおり請求します。

1　補助金請求額　　￥　　．－

2　振込先

(1)　　銀行　　支店

(2)　普通・当座の別（普通・当座）

(3)　口座番号

(4)　口座名義人

(5)　名義人の預金契約をしている住所

3　添付書類

・　　年度横浜市バス活性化対策事業費補助金交付決定通知書

・　　年度横浜市バス活性化対策事業費補助金の額の確定通知書

第 11 号様式

番　　号

年　　月　　日

横　浜　市　長

名　　称

所　　在　　地

代表者職・氏名

財産処分承認申請書

　　年度横浜市バス活性化対策事業により取得した財産について、横浜市バス活性化対策事業費補助金交付要綱第18条第３項の規定により、次のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

１　処分しようとする財産

(1)　内容

(2)　所在場所

２　処分内容

３　処分の相手方の氏名又は名称及び住所

４　処分の相手方の利用計画

５　処分しようとする理由

６　処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細